

安全データシート

作成日 平成24年 3月16日

改訂日 平成28年 1月 5日

1. 製品及び会社情報

製品名(化学名、商品名) 白コート#25 超トイシ用 厚口白

会社	マルウ接着株式会社
住所	愛媛県四国中央市下柏町780
担当部門	本社 技術部
担当者(作成者)	毛利 健一
電話番号	0896(24)3291
FAX 番号	0896(24)2528

2. 危険有害性の要約

GHS 分類：分類該当外
分類の名称：分類基準に該当しない
危険性：可燃物
有害性：なし
環境影響：資料なし

3. 物質の特徴

単一製品・混合物の区別：混合物

化学名：粘着フィルム

成分：表面基材・・・ポリエチレンテレフタレート、アルミニウム、酸化チタン、炭酸カルシウム、合成樹脂等
粘着剤・・・アクリル酸エステル共重合体、
剥離材・・・パルプ、強化ロジン、化工澱粉、硫酸アルミニウム、スレン・アクリル系ポリマー、
ポリエチレン、シリコン等

化学式または構造式：

官報公示整理番号(化審法、安衛法) 化審法：(7)-1022 (PET)、(1)-558 (酸化チタン)

CAS No. 25038-59-9 (PET)、7429-90-5 (アルミニウム)、1317-70-0 (酸化チタン)

PRTR 法指定化学物質は規制値以上含有していません。

4. 応急措置

本製品は危険有害物質に該当しないが、誤った使用法により考えられる事項に対する
応急措置を以下に示す。

目に入った場合：危険な物質ではないが、眼に入った場合は直ちに清浄な水で
最低15分間洗浄したあと、すぐに眼科医の手当てを受けること。

皮膚に付着した場合：水又は微温湯で洗浄する。皮膚にかぶれ、痛み等がある場合

- 直ちに医者の手当てを受けること。
- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移動させ、安静、保温に努め直ちに医者の手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 危険な物質ではないが、清浄な水で口の中をよく洗浄する。
可能であれば指で吐き出させ、直ちに医者の手当てを受けること。
-

5. 火災時の措置

- 消火方法 : 燃焼源を断ち、風上から消火剤を使用して消火する。可燃物を速やかに安全な場所に移す。消火作業の際は必ず保護具を着用する。
- 消火剤 : 水、泡、CO₂、ドライケミカル
-

6. 漏出時の措置

特に必要なし

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い : 衝撃は避けてください。
- 保管 : 極端な高温多湿、低温は避けて下さい。理想的には温度 10~30℃、湿度 70%RH 以下で保管して下さい。又、水分、薬品等が付かない様に保管して下さい。
-

8. 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 設定なし
- 許容濃度 : 設定なし
- 設備対策 : 特に必要なし
- 保護具 呼吸用保護具 : 特に必要なし
保護眼鏡 : 特に必要なし
保護手袋 : 特に必要なし
保護衣 : 特に必要なし
-

9. 物理的・化学的性質

- 外観等 : 表面基材 : 白コート#25
粘着剤 : 溶剤系超トシ用糊
剥離材 : 杓イクラフセバ° (両ポリ)
- | | | |
|------------|-----------------|------------|
| 沸点 : 該当なし | 蒸気圧 : 該当なし | 揮発性 : 該当なし |
| 融点 : 該当なし | 比重又は嵩比重 : データなし | 初留点 : 該当なし |
| 溶解度 水 : 不溶 | その他 : - | |
-

10. 安定性及び反応性

- 引火点 : 知見なし
- 発火点 : 知見なし
- 爆発限界 上限 : 知見なし 下限 : 知見なし

可燃性：あり
発火点（自然発火性、水との反応性）：なし
自己反応性・爆発性：現在のところ知見なし
粉じん爆発性：現在のところ知見なし
安定性・反応性：現在のところ知見なし
その他：

1 1 . 有害性情報（人についての症例、疫学的情報を含む）

皮膚腐食性：現在のところ知見なし
刺激性（皮膚・目）：現在のところ知見なし
感 作 性：現在のところ知見なし
急性毒性（50%致死量等を含む）：現在のところ知見なし
亜急性毒性：現在のところ知見なし
慢性毒性：現在のところ知見なし
癌 原 性：現在のところ知見なし
変異原性（微生物・染色体異常）：現在のところ知見なし
生殖毒性：現在のところ知見なし
催奇形性：現在のところ知見なし
その他（水と反応して有害なガスを発生する等を含む）：現在のところ知見なし

1 2 . 環境影響情報

分 解 性：現在のところ知見なし
蓄 積 性：現在のところ知見なし
魚 毒 性：現在のところ知見なし
そ の 他：現在のところ知見なし

1 3 . 廃棄上の注意

埋め立てるときは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って、公認の産業廃棄物処理業者もしくは、地方公共団体がその処理を行なっている場合にはその団体に委託処理する。なお、焼却するときには焼却設備を用い、大気汚染防止条例などの諸法令に適合した処理を施して焼却する。

1 4 . 運搬上の注意

運搬に関しては、転倒、落下、損傷、汚れ等がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に
行なう。

1 5 . 適用法令 : 消防法 指定可燃物

1 6 . その他（記載事項の問い合わせ先、引用文献等）

特になし